

秋田市告示第186号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第78条の2第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第78条の11および第115条の10の規定により告示する。

令和5年6月1日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
株式会社 きららホ ールディ ングス	特定施設 入居者生 活介護事 業所 き ららいず み	秋田市泉馬場13 番20号	令和5年6月1日	特定施設入居 者生活介護、 介護予防特定 施設入居者生 活介護
S O M P Oケア株 式会社	S O M P Oケア 秋田仁井 田 訪問 看護	秋田市仁井田新 田一丁目5番15 号 K Sビル2 階206号室	令和5年6月1日	訪問看護、介 護予防訪問看 護
合同会社 セレクト エール	訪問介護 事業所エ ール秋田	秋田市高陽青柳 町3番40号 タ ウニィ高陽201 号室	令和5年6月1日	訪問介護

合同会社 セレクト エール	エールデ イサービ ス秋田店	秋田市下北手松 崎字家ノ前4番 地4	令和5年6月1日	地域密着型通 所介護
---------------------	----------------------	--------------------------	----------	---------------